

平成26年3月27日

贈与税の機能と資産課税における役割について

- 平成25年度諮問に対する答申 -

日本税理士会連合会
税制審議会

税制審議会委員名簿

本答申の審議に参加した特別委員及び専門委員は次のとおりである。

{ 特別委員 }

(会長)金子 宏
(会長代理)品川 芳宣
阿部 泰久
荒井 恒一
五十嵐 徹
及川 勝
苧野 恭成
鈴木 正徳
田近 栄治
田中 治
中里 実
中村 秀明
成道 秀雄
野坂 雅一
平野 豊
伏屋 和彦
弥永 真生
山田 二郎
若林 勝三

{ 専門委員 }

(専門委員長)小池 正明
(同副委員長)牧野 正高
川島 雅
近藤 雅人
上西 左大信

目 次

はじめに	1
贈与税の性格と社会状況からみた税制のあり方	1
1 . 贈与税と相続税の関係	1
2 . わが国の社会経済状況と贈与税	1
贈与税の課税方法のあり方	2
1 . 相続税の補完税としての贈与税	2
2 . 基礎控除と税率構造	3
3 . 贈与税の課税対象者	3
4 . 暦年課税方式と累積課税方式	3
5 . 相続時精算課税制度の問題点	4
贈与財産に対する所得税課税の是非	5
1 . 所得税課税の意義と所得区分	5
2 . 所得税課税と財産評価	6
3 . キャピタルゲインに対する課税問題	6
4 . 所得税課税の是非	6
贈与税と政策税制のあり方	7
1 . 政策税制の基本的考え方	7
2 . 政策税制としての贈与税のあり方	7
贈与税の個別事項の問題点とあり方	8
1 . 贈与税の配偶者控除	8
2 . 住宅取得等資金の贈与の特例	8
3 . 教育資金の一括贈与の特例	8
4 . 事業承継税制	9
おわりに	9

はじめに

贈与税は、相続税の課税回避を防止するための税として位置付けられ、いわゆる補完税として機能してきたことは明らかである。一方、個人資産の多くが高齢者に偏在している現状をみると、若年世代への資産移転を通じて、その有効活用を図るべきであるという社会的要請がある。

当審議会においても、贈与税には相続税の補完機能を維持させるべきであるという意見と、相続税との関係を薄めることにより贈与による資産移転を容易にすべきであるという意見があった。

当審議会は、平成 25 年 10 月 28 日付日連第 912 号をもって諮問のあった「贈与税の機能と資産課税における役割について」の審議に際し、上記のような両論を踏まえ、現行制度の問題点とそのあり方について検討を行うこととした。相続税に対し一定程度の補完機能を維持しつつも、格差の固定化を助長させない範囲で円滑な資産移転に資する贈与税制とすべきであるというのが当審議会の基本的認識である。

本答申は、総会を 6 回、専門委員会を 8 回開催し、検討した結果をとりまとめたものである。

贈与税の性格と社会状況からみた税制のあり方

1. 贈与税と相続税の関係

相続と贈与は、いずれも主として親族間の財産移転であるという点で共通している。また、相続税には富の偏在を是正する効果があり、贈与税も同様の機能を有していると考えられる。相続税と贈与税は、共通の課税目的を有することから、贈与税に関する事項は相続税法に定められており、贈与税は相続税の補完税として位置付けられてきた。

このため、贈与税の基礎控除は低額に設定されるとともに、税率構造の累進度が高く、その負担が次世代への資産移転に規制的に働いてきたとみることができる。

相続税が存置されているわが国の税制の下で、その負担を軽減する行動を採ることは、必ずしも不合理なこととは言えない。しかしながら、相続税の負担を過度に回避するような行為に対しては一定の歯止めが必要であり、その限りにおいて贈与税に補完機能を持たせる必要がある。

ただし、近年の税制の動向をみると、相続税の課税強化を行う一方で、贈与税については軽減策を講じるという傾向が顕著であり、贈与税の補完機能が相対的に弱まっていることは明らかである。また、多額の資産を有する者から孫など推定相続人以外の者に対する贈与が広範に行われている現状をみると、贈与税が相続税の補完機能を十分に果たし得なくなっていることにも留意する必要がある。

2. わが国の社会経済状況と贈与税

わが国の近時の社会経済状況をみると、多額の金融資産を有する高齢者が著しく増加

している。その資産に対しては、その者の相続時に相続税として社会に還元する機会があるが、高齢化が進行する今日においては、その課税時期が後年に先送りされるとともに、相続人も高齢化する傾向にある。このため、中年・若年世代への資産移転が適宜・適切な時期に行われるという保障はなく、そのことによって資産の有効活用が図られず、ひいては経済の活性化の阻害要因になっているという見方がある。

このようなわが国の現状をみると、経済の活性化を図る観点からの税制として、資産の移転を容易にするための贈与税制のあり方が重要になる。

この点に関し、平成 25 年度の税制改正において、相続税の基礎控除額の引下げ等による課税の強化が行われたところであり、そのこと自体が生前における早期の資産移転を促進すると考えられるが、資産移転をさらに促進させるためには、贈与税の負担軽減を図る必要がある。

また、贈与税の制度設計に際しては、贈与という行為が贈与者本人の自由な意思に基づく生前の財産処分であり、その意思を尊重した上での課税方法を採用するという視点も重要である。相続税の負担軽減を目的とした贈与であるか、若年世代への財産の早期移転を目的としたものであるかの判別は困難であるが、今日の社会状況を勘案すれば、後者の考え方をより重視した税制であることが好ましいと考えられる。

なお、贈与税を軽減したとしても、一定範囲の資産家層には相当額の相続財産が残存すると考えられる。高齢者に対する社会保障給付が増大していくことにかんがみると、相続税については、相続財産の一部を社会に還元させるという視点を踏まえて、引き続き課税のあり方を検討していく必要がある。

贈与税の課税方法のあり方

1. 相続税の補完税としての贈与税

贈与税のあり方に関しては、上記のとおり相続税の補完税として機能させるという考え方がある一方で、資産の流動化を促進させるためにはその機能を弱め、負担の軽減を図ることが適当であるという考え方がある。この場合、後者の考え方を重視するとしても、税制として相続税が存置される以上は、その機能を皆無にすることには問題がある。

相続税と贈与税の関係について、現行では、「相続開始前 3 年以内の贈与財産の価額を相続税の課税価格に加算する」制度がある。これは、相続開始時に近接した贈与を相続税の課税に取り込むことで相続税を補完しようとするものであり、制度の対象となる生前贈与の時期について執行上の理由から期間が限定されているが、一定程度の相続税の補完機能を果たしている。

今後とも贈与税に相続税の補完機能を維持させるとすれば、このような生前贈与の加算制度を存置することが考えられる。相続開始の時期を正確に予測することは不可能であるが、上記のような観点からは、贈与者の贈与に関する意思にかかわらず、相続開始

前3年程度の贈与については、現行と同様に相続税の課税対象とすることが適当である。

2．基礎控除と税率構造

上記により相続税の課税に取り込まれない生前贈与については、相続税の補完という考え方を捨象し、贈与税のみで課税関係を完結させることが適当である。これを踏まえて円滑な資産移転に資する贈与税の仕組みを採用すべきである。

この場合には、贈与税の基礎控除と税率構造のあり方が問題となる。現行の贈与税の基礎控除額は、相続税の補完機能を有効に機能させるため、かなり低い水準に設定されているが、資産の円滑な移転を促進するという観点からは、現行の基礎控除額を引き上げることが適当である。

また、税率構造についても、同様の趣旨から累進度合の緩和を図る必要がある。この場合に、若年世代への資産移転を容易にするため、贈与者と受贈者の間の親疎に応じて税率構造を変えることも考えられる。この点について、平成25年度の税制改正では、直系尊属から20歳以上の者に対する贈与に軽減税率を適用することとされた。この改正によって資産移転が促進され、経済の活性化に資するのであれば、適切な措置であると考えられるが、税率の累進度合については引き続き検討する必要がある。

これらの点に関し、相続税の課税対象者が少数の資産家に限られていることから、基礎控除額の引上げや税率の緩和によって贈与税の軽減を行ったとしても、世代間の資産移転の促進に有効に機能しないのではないかという指摘がある。しかしながら、生前の財産贈与は、必ずしも相続税の負担軽減を目的として行うものではない。円滑な資産移転とその有効活用を図るとともに、相続税の課税に関係しない多くの層に贈与の活用を促すという観点からは、贈与税そのものを軽減する必要がある。

なお、贈与税の基礎控除の規定は、平成13年の税制改正以後、租税特別措置法に置かれたままであるが、立法のあり方として適切ではない。基礎控除のあり方を検討した上で本法に規定すべきである。

3．贈与税の課税対象者

現行の贈与税の課税方式は、暦年課税と相続時精算課税に大別されるが、いずれも受贈者に課税することとしている。現行の制度は、相続税が遺産取得課税を原則としていることとの関係から、贈与税についても受贈者課税を採用しているものと考えられる。贈与は、経済的価値の移転であり、一種の所得とみることができる。その利益の享受に担税力があるものとして課税するのが自然であり、また、多くの国民の理解を得られると考えられる。

したがって、今後とも贈与税は、贈与者課税ではなく受贈者課税を維持することが適当である。

4．暦年課税方式と累積課税方式

贈与税の課税方式については、いわゆる暦年課税方式と累積課税方式がある。このう

ち前者は、贈与を受けた年ごとに課税が完結するため、執行が容易であり、徴税コストの削減にも寄与するというメリットがある。

一方、累積課税方式には、一生累積課税のほか、一定期間累積課税などさまざまな方式がある。わが国では、昭和 25 年の税制改正において、いわゆるシャウブ勧告に基づき、相続、遺贈及び贈与を通じた取得者ごとの一生累積課税が導入されている。当時は、贈与税という税目はなく、贈与と相続とを完全に統合したものであった。このように累積課税は相続税と贈与税を一体化するものであり、贈与税に相続税の補完機能を強く期待するものである。これまでどおり贈与税を相続税の補完税として位置付けるのであれば、累積課税方式を検討する必要があるが、相続税との関係を重視せず、円滑な資産移転を容易にするという観点からは、累積課税方式を採用する積極的な意義はないと考えられる。

また、累積課税方式の場合には、どのような方式を採用するとしても、長期間にわたる資料・記録等の管理が必要であり、立証責任の転換や除斥期間・時効等の問題とも関連する。したがって、執行上の問題は避けられず、納税者と税務当局の双方に負担を強いることになる。いわゆる番号制度が導入されたとしても、資料等の管理・記録・名寄せ等に有効に機能するかどうかは現段階では不明である。

これらの問題点を勘案すると、累積課税方式を採用することは現実的ではない。税制の簡素化の観点から、贈与税の課税方法は、暦年課税方式のみとすることが適当である。

5 . 相続時精算課税制度の問題点

贈与税の課税方法に関して、現行の相続時精算課税制度は、その仕組みからみて累積課税方式の一種であると考えられるが、上述した累積課税方式の問題点を踏まえれば、執行面のほか、制度面からみても問題が含まれている。

相続時精算課税制度の導入の前提となった税制調査会答申(平成 14 年 11 月 19 日)は、「高齢化の進展に伴って、相続による次世代への資産移転の時期が従来より大幅に遅れてきている。また、高齢者の保有する資産の有効活用を通じて経済社会の活性化にも資するといった社会的要請もある。かかる状況の下、相続税・贈与税の改革については、生前贈与の活性化に資するため、生前贈与と相続の間で資産移転の時期の選択に対して税制の中立性を確保することが重要となってきている。こうした状況を踏まえ、相続税・贈与税の一体化措置を平成 15 年度税制改正において新たに導入する。」と述べており、高齢者の保有する資産の有効活用を目的とした政策的税制であることは明らかである。

このような政策的税制を相続税法本法に規定したことは、立法のあり方として疑問がないとはいえない。また、相続時精算課税制度は、贈与税と相続税の一体化措置とされており、推定相続人に対する贈与についてのみ適用されていた。この点に関し、平成 25 年度の税制改正において相続権のない孫を受贈者に加えたことは、政策税制とすれば適切であるという評価も可能であるが、相続税との関係からみると、贈与税制のあり方と

して疑問がある。

実務的にみると、相続時精算課税制度の適用を受けた場合において、贈与時の相続税制と贈与者の相続時における相続税制が異なると、納税者の予測可能性が損なわれるとともに、税制の中立性も維持できないという問題が含まれている。同制度の適用を受け際には、贈与者の相続時の課税関係を予測することになるが、その後相続税制の見直しがあると、予測を超えた課税リスクが生じることになる。現に平成 25 年度の税制改正における相続税の基礎控除額の引下げ等により、こうした問題が表面化しつつある。

また、同制度においては、贈与者に相続が開始するまで贈与財産に対する負担税額が確定しないという問題がある。長期間にわたり納税者は不安定な状態に置かれることになるが、将来の税負担を危惧する受贈者が資産の有効活用を控えるとすれば、制度創設の趣旨にも反することになる。

これらの問題点を踏まえると、現行の相続時精算課税は、納税者の選択によって適用されるものであるとしても適切な制度といえるかどうかは疑問である。したがって、同制度については、贈与者の相続時において適切な精算課税を行うための執行上の担保措置を含め、見直しを行う必要がある。また、その見直しに際しては、既に同制度の適用を受けた者に不利益が生じないような措置を講ずる必要がある。

なお、同制度に関しては、若年世代への資産移転を促進させるという経済対策の面からは有意義な制度であるとともに、生前贈与の活性化に寄与してきた面を評価し、今後とも、その拡充を含めて存置すべきであるという意見があった。

贈与財産に対する所得税課税の是非

1. 所得税課税の意義と所得区分

現行の所得税法は、贈与による財産取得を非課税と定めているが、贈与税と相続税との間に直接的な関係を求めないとすれば、贈与税という税目を廃止し、所得税に移行することが考えられる。また、「所得は消費と純資産の増加の合計である」という包括的所得概念からみれば、贈与による財産取得を所得税の課税ベースに取り込むことが適当であるという考え方もある。

仮に、贈与による財産取得に所得税を課税するとすれば、その所得区分が問題となるが、現行の所得税法の下では、法人からの贈与と同様に一時所得に該当すると考えられる。ただし、一時所得課税を行う場合には、50 万円特別控除と 2 分の 1 課税が適用されること、所得税と贈与税の税率構造が異なることなどから、現行の贈与税額との間に差異が生じることには留意する必要がある。ちなみに、贈与財産の価額が少額な場合には、現行の贈与税額よりも所得税額が多額になり、逆に贈与財産の価額が高額になるほど負担税額が大幅に減少することになる。このため、所得課税に移行すると、少額な贈与を規制する一方で、高額な贈与を優遇する結果となるが、資産課税のあり方としては疑問

がある。

この問題について、贈与による財産取得に一時所得課税を行うことが適切でないとするれば、新たに「贈与所得」等の所得区分を設けることが考えられる。ただし、その場合に「贈与」という特殊な所得であることを理由として特別な課税方法を採用するのであれば、所得課税に移行することの意義は薄れ、実質的には贈与税を存続させることと変わりはない。この点は、贈与による所得を総合課税の対象から除外し、分離課税とする場合も同様である。

また、現行法の下で所得課税に移行すると、個人からの無償による財産取得に対し、必然的に個人住民税が課税されることになるが、贈与という行為が地方税になじむかどうかも疑問である。

なお、現行法上、法人からの贈与に一時所得課税を行っているのは、法人には「相続」が生じないため、相続税を補完する必要がないからであり、相続税と贈与税との関係に基づき制度であることに留意する必要がある。

2．所得税課税と財産評価

贈与財産に所得税課税を行うとした場合には、収入金額の算定上、土地等の実物資産の価額をどのように評価するかという問題が生じる。現行では、贈与税と相続税が密接に関連しているため、両税に共通する「財産評価基本通達」によって財産の価額を算定することとされている。

財産課税と所得税課税とでは税の性格が異なっているが、所得税における収入金額の算定において財産評価基本通達を適用することが適切かどうかという問題を含め、評価のルールを明確にする必要が生じることになる。

3．キャピタルゲインに対する課税問題

贈与税から所得税に移行するとした場合には、贈与財産に係るキャピタルゲイン課税の問題を検討する必要がある。現行では贈与者に課税はなく、受贈者は贈与者の取得価額を引き継ぐこととし、受贈者の譲渡時に贈与者の保有期間中のキャピタルゲインと併せて課税することとされている。

贈与による財産取得に所得税を課税することとした場合には、贈与時において贈与者に「みなし譲渡」課税を行うことが考えられるが、実際に収入を伴わないため、納税が困難になるという問題がある。

4．所得税課税の是非

上記のような諸点を考慮すると、贈与による財産取得に所得課税を行うためには多くの問題を解決しなければならず、高齢者から若年世代への円滑な資産移転に資する税制を構築するという観点からも疑問が多い。

また、現行の税体系からみて、贈与税から所得税に移行しようとする、所得税法が過度に複雑なものになるとともに、相続税法の全面的な見直しが必要となり、立法上の

問題を惹起するおそれもある。

したがって、贈与による財産取得に所得税を課すことは必ずしも適当とはいえない。贈与税を相続税の補完税として位置付けるかどうかの問題は別として、当面は贈与税という税目を維持した上で、適切な課税方法を検討すべきである。

なお、現行では法人からの贈与に対しては所得税課税を行っているところであり、親族以外の者から贈与を受けた場合には、相続税との関係を考慮する必要がないため、法人からの贈与と同様に、所得税を課すことが適当ではないかという意見があった。

贈与税と政策税制のあり方

1．政策税制の基本的考え方

租税特別措置など一定の範囲に税負担の軽減効果を及ぼす政策的な税制は、その実効性と政策効果を検証できる仕組みを伴って措置されるべきものであり、贈与税についても同様である。

高齢者に偏在している資産の円滑な移転に資するという政策目的の下に、贈与税についてさまざまな軽減措置を導入しているのが近年の動向であるが、その有効性が実証されているかどうかは疑問が多い。

また、一定範囲の資産家層にのみ適用できる軽減措置を政策的に拡充すると、資産格差の固定化を助長するおそれがあるとともに、制度の仕組みによっては、過度の税負担軽減行為の温床になるという懸念も生じる。したがって、政策税制として贈与税を必要以上に軽減することは極力避けるべきである。

なお、住宅取得資金や教育資金贈与の非課税制度など、特定の者に恩恵が及ぶ特例措置を拡充すると、その特例を利用した多額の贈与を基因として、民法上の遺留分を侵害するという問題が生じかねないことに留意する必要がある。

2．政策税制としての贈与税のあり方

政策税制に対する基本的な考え方は上記のとおりであるが、一方で贈与税が世代間の資産移転を妨げており、かつ、その負担軽減を行うことが経済対策として有効であると判断される場合には、時限的かつ例外的に軽減措置を導入することも容認されることが考えられる。

ただし、この場合においても、上述したとおり政策税制としての実効性・有効性を検証できる仕組みを伴って措置されるべきであり、また、有効な施策であると判断される場合においても、資産格差の固定化を著しく助長させるような制度は適当とはいえない。資産の移転に対する税制の中立性を維持するためには、可能な限り、基礎控除額の引上げや税率構造の見直しを行うなど、贈与税の仕組みの中で資産移転の円滑化を図ることが望ましい。

贈与税の個別事項の問題点とあり方

1．贈与税の配偶者控除

現行の贈与税の配偶者控除は、居住用不動産及びその取得資金の贈与に限定した上で、昭和 63 年の税制改正以後、控除額の上限が 2,000 万円に据え置かれている。

配偶者に対する贈与は、同一世代間の資産移転であり、若年世代への贈与とは本質的に異なる面がある。また、資産の有効活用や経済対策とは相容れない面もあるため、配偶者に対しては、必ずしも贈与税の軽減策を講ずる必要はないという考え方もある。ちなみに、平成 25 年度の税制改正における贈与税の税率構造の見直しに際しては、配偶者間の贈与には「軽減税率」を適用しないこととされている。

しかしながら、相続が開始した場合に、共同相続人間の事情によっては配偶者が老後の生活保障を担保できる財産を取得できないこともあり得る。したがって、配偶者の生活を保障するという観点からは、配偶者控除制度を存置する必要がある。

また、民法は、配偶者の法定相続分を最低でも 2 分の 1 と定めており、現行の相続税法でも配偶者が法定相続分まで又は 1 億 6,000 万円まで財産を取得しても相続税を課税しないこととしている。これは、夫婦別産制を採用する民法の下で、配偶者の潜在的持分を考慮したものと解されている。

このような民法及び相続税法の規定を踏まえれば、贈与税の配偶者控除額の上限を大幅に引き上げるとともに、その対象財産を居住用不動産に限定することなく贈与者の選択に委ねることが適当である。

2．住宅取得等資金の贈与の特例

住宅需要を喚起することは、広く経済的な波及効果が生じ、内需の拡大に資するものである。したがって、その取得資金の贈与に係る特例措置は、今後も維持する必要があると考えられる。

ただし、このような政策税制は、わが国における住宅政策との整合性が図られるものでなければならない。人口減少が進行するわが国において、持ち家の促進を図る政策が適切かどうかを含め、贈与税の特例措置を再検討する必要がある。現行では、省エネルギー性及び耐震性を備えた住宅以外のものの取得にも非課税措置が講じられているが、良質な住宅取得を促進するという観点から制度設計を行う必要がある。

3．教育資金の一括贈与の特例

平成 25 年度の税制改正で創設された祖父母などからの教育資金の一括贈与に係る非課税制度は、高齢者の有する金融資産を活用し、現役世代の教育費負担の解消を図ることによって消費の拡大を意図したものである。

ただし、長期間にわたって教育資金がプールされる仕組みであること、従来から扶養義務者相互間での通常必要な資金贈与は非課税とされていることなどからみると、この

措置によって経済効果が見込まれるかどうかは不透明である。

また、制度を利用できるのが一定範囲の者に限定されると考えられることから、教育機会の不平等をもたらすとともに、経済格差の固定化を生じさせるおそれがないとはいえない。さらに、この特例措置については、いわゆる相続税対策になると喧伝されており、孫への飛越し贈与を通じて相続税の課税ベースが著しく浸食されるのではないかという懸念もある。

これらの問題点が含まれているが、この制度によって相当程度の経済効果が生じるとともに、わが国の教育水準の向上に資するのであれば、政策税制として有意義であると評価することもできる。

したがって、同制度については、今後の活用の実態と動向を見極めた上で、見直しを含めた検証を行う必要があると考えられる。

なお、教育事業は極めて公益性の高いものであり、経済環境にかかわらず全ての者に機会均等であることが望ましい。税制としては教育機関に対する寄附金控除制度を拡充し、財政面からは奨学金給付制度を充実させるなど、他の施策によって教育問題に対処することが重要であることを付言しておきたい。

4．事業承継税制

中小企業の育成と活性化を図るとともに、雇用を維持することは、わが国の経済発展のための喫緊の課題である。このような観点からは、非上場株式等に係る納税猶予制度は有効な施策であると考えられる。

この点について、特定の事業者にのみ優遇措置を講ずることは、新規に創業する者との間のバランスを失し、機会均等の観点からは好ましくないという指摘がある。こうした問題については、起業を支援するための環境整備を図るなど、別途の施策を講ずることで対処すべきであり、今後とも事業承継税制を存置することが適当である。

非上場株式等に係る納税猶予制度については、平成 25 年度の税制改正において、適用要件の緩和等が行われたところであるが、同制度の目的を達成するための方策としては十分とはいえない。今後とも適用要件の緩和及び手続の簡素化等の見直しを行い、その普及を図っていく必要がある。

なお、個人事業者の相続については、事業用宅地等に対する小規模宅地等の課税価格の計算の特例が措置されているが、贈与税に関しては特段の配慮はない。事業用資産の全体について軽減策を講じるなど、相続税・贈与税とも円滑な事業承継に資する制度を検討するとともに、法人事業との間のバランスを図る必要がある。

おわりに

個別の税目は、それぞれ税制全体からみた本来的な機能を有しているが、その機能を維持しつつも、時々々の社会経済状況に即応した税制を採用することも必要な場合がある。こ

の点は贈与税についても同様であると考えられる。その本来の機能は、相続税の課税回避を防止することにあるが、高齢化の急速な進行と資産の偏在化が顕著になるにしたがって、資産の流動化を促進する税制が求められようになった。このため、近時の税制改正においては、贈与税について多くの政策税制が導入され、その負担軽減が図られてきたところである。

このような税制の動向を契機として、税制全体の中で、とりわけ相続税との関係において贈与税をどのように位置付けるかという問題が生じてきた。この問題については、相続税の補完税としての機能を維持すべきであるとする一方で、資産の流動化を促進するために負担軽減を図るべきであるという、いわば二律背反の考え方がある。このような両論を踏まえると、前者の考え方を一定程度維持しつつも、弊害の生じない範囲で資産移転の促進に資する税制とすべきであると考えられる。このことは本答申の冒頭で述べたとおりであり、当審議会の基本的認識である。

このような認識の下、本答申では、相続開始前の一定期間における生前贈与は相続税の課税に取り込むことで相続税の補完機能を維持すべきであるが、資産の流動化を促進するためには贈与税の基礎控除と税率構造を見直す必要があること、贈与税の課税方式は執行上の問題を考慮して暦年課税方式のみとすること、政策的な軽減措置を導入する場合には、経済対策として有効なものに限ることとし、資産格差の固定化を著しく助長させるものでないこと、などを提言するものである。また、現行の贈与税に関する個別事項の問題点とそのあり方については、答申本文で述べたとおりである。

高齢者に資産が偏在している今日において、今後も資産課税についてさまざまな施策が講じられると考えられるが、贈与税の本来の機能を維持しつつも、経済の活性化に資する税制が構築されることを期待したい。

なお、本答申は、諮問の主旨にそって贈与税のあり方について検討したものであるが、相続税制との関係が重要であることは言うまでもない。相続税のあり方の検討は、今後の課題としたい。